

措置状況のその後の経過について(24件)

* 当時の措置状況報告では、「～を検討する」という言い方で、措置済と措置状況を報告したもの

経過状況報告書

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
12	市税の収入事務の執行について	市民税課	内線3220
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
5 市県民税の電算処理業務に係るデータ入力について、合見積もりを取るなど委託費削減の工夫をされてはどうか。また、委託費削減のため、事業所に対し給与支払報告書の磁気テープ等による提出について、積極的に依頼することが望ましい。	情報センターへは、給与支払報告書の入力事務等について、他市町村と同一単価で契約しているため、今後他の業者の合見積もりを取るなどして経費削減について検討する。 また、事業所からの給与支払報告書のフロッピーディスクによる提出については、現在も実施しているが、今後も事業所に対して積極的に勧奨し、経費削減に努める。(平成13年度)	市県民税の電算処理に係るデータ入力については、平成18年度より競争入札を行っている。	2010/12/28
監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
12	市税の収入事務の執行について	納税課	内線3258
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
8 納付がないものは5年で時効になるが、時効中断のために分納・差押えの処置をとる等、対応を検討する必要がある。	時効中断のために、滞納者の実情等を十分調査し、分割納付、不動産・給付等の差押えを検討していく。(平成13年度)	時効予定滞納者リストに基づき、分割納付や、債権、不動産等の差押えにより、時効中断処理を実施している。	2010/12/28
監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
13	岐阜市の補助金について	行財政改革課	内線2443
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
「自治会連絡協議会補助金」 総括 1 補助金交付の根拠となる交付要綱がなく、ほぼ前年と同額の補助金が支出されているケースが見受けられます。補助金の算定基礎及び補助対象等を明確にするため、交付要綱の整備について見当する必要があります。	14年度、外部の委員からなる「補助金検討委員会」を設置し、指摘事項について検討している。(平成14年度)	外部の委員からなる「補助金検討委員会」から平成15年度に提出された最終提言の結果をもとに、毎年、補助金の見直しの依頼及び3年を1サイクルとして補助金を見直す仕組みを構築している。	2010/12/28
監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
13	岐阜市の補助金について	行財政改革課	内線2443
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
総括 2 補助金制度の市民に対する情報開示のために、各々の補助金の内容について岐阜市のホームページに掲載することなどを検討されてはどうかと考えます。	14年度、外部の委員からなる「補助金検討委員会」を設置し、指摘事項について検討している。(平成14年度)	現在、各々の補助金の内容について各課のホームページに掲載している。また行財政改革課では、一般市民向けの補助金を対象としてホームページに掲載している。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
13	岐阜市の補助金について	行財政改革課	内線2443
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
総括 3 補助金は既得権化する傾向にありますから、平成10年度に行われた補助金の全面的な見直しを再度実施する必要がありますと考えます。また、補助金の補助目的に従い、補助の終期設定も必要ではないかと考えます。	14年度、外部の委員からなる「補助金検討委員会」を設置し、指摘事項について検討している。(平成14年度)	外部の委員からなる「補助金検討委員会」から平成15年度に提出された最終提言の結果の中での「3年経過した補助金について一旦白紙に戻す」という提言を受け、これに基づき毎年、全補助金を対象に「補助金見直し基準」に沿って見直しを行っているとともに、補助金創設後、3年を経過した補助金については「補助金等評価委員会」「補助金検討チーム」により、その必要性などを検証している。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
13	岐阜市の補助金について	行財政改革課	内線2443
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
総括 4 同一団体に対して、各種の補助が行われているケースについて、統合して支出することを検討されてはどうかと考えます。	14年度、外部の委員からなる「補助金検討委員会」を設置し、指摘事項について検討している。(平成14年度)	外部の委員からなる「補助金検討委員会」から平成15年度に提出された最終提言の個別の補助金に対する意見の中で、補助事業の再編について指摘されたため、それに基づいて見直しを実施している。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
13	岐阜市の補助金について	国際課	内線6183
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
「岐阜市国際化推進事業補助金」補助金算定根拠が明確ではなく、財政状態が良好であり、補助の必要性についての検討が必要と考えます。	補助対象経費を明確にし、改善をはかるべく検討を進める。(平成14年度)	指摘事項を踏まえ、平成15年度をもって同補助金を廃止。平成16年度以降は包括的な補助ではなく、具体的な事業に対してのみ補助金を交付。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
13	岐阜市の下水道事業について	営業課	内線4036
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
7 通常の納付通知書による納付と督促状による納付と誤って二重納付になった場合、返還する必要がないと考えられる督促手数料50円を返還しているケースが見受けられました。	督促手数料は、督促状が手元に届いて初めて効力を発するので、納期限後であっても手元に督促状が届く以前に納付されていれば、返還するのが妥当と考えますが、返還すべきケースと収納すべきケースの切り分けが、現行電算システムでは不可能でありますので、電算システム改善時に検討します。(平成14年度)	現在は、還付発生時に過誤納金一覧表により、還付すべきか充当すべきかの確認を徹底し、返還する必要がない督促手数料について還付しないように対応しております。 更に、督促状発送後での当初納付書を受け付けない方策を採り、二重納付の件数を減らした上で、平成25年を予定とした次期のシステム改善時に、システムでのチェック機能を設けて対応することとしております。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
13	岐阜市の下水道事業について	営業課	内線4036
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
16 水洗化促進のための助成金の交付件数は減少傾向にあります。また、金額的にも3年以内の水洗便所新設で15千円と少額な助成であり、助成の効果からして、少額な助成は必要ないと考えます。	北西部処理区は整備途中であり、北東部処理地域は未整備であるため、公平性の観点からも、これらの市街化区域の下水道整備が概ね完了した時点で検討します。(平成14年度)	平成15年度に助成金の額を15,000円から20,000円に増額する見直しを行いました。現在、北西部処理区の整備を完了し、平成22年度より北東部処理区の面整備を開始しました。 なお、北東部処理区の面整備が完了するまで、助成制度を継続する予定であります。	2010/12/28
監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
13	岐阜市の下水道事業について	上下水道事業政策課	内線4032
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
22 予算の費用流用の決裁が年度末に一括で行われています。公営企業では弾力的な運用が必要ではありませんが、形式的な処理ではなく予算制度として適切な運用が必要ではないかと考えます。	今年度は、目間流用のケースについて、その時点での流用決裁を受けるように個別指導しており、平成15年度にはシステム上でのチェックを検討しております。(平成14年度)	平成15年度より現行の財務会計システムを導入し、以降も流用事案が発生した都度、決裁を受け処理するようシステム上の運用を行っています。	2010/12/28
監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
14	岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	病院政策課	内線4304
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
(2)退職給与引当金について 欠損金のある場合には退職給与引当金を計上するのは不適当という行政実例もあるが、原則的には累積欠損金の有無に関係なく毎年度一定基準により引当を行うべきである。勤務者全員について勤務場所に応じた退職給与引当金の計上を検討すべきである。	現在は累積欠損金があり、退職給与引当金を計上することは適当でないと考えますので、剰余金が発生した際にはその処理方法の一つとして検討したいと考えております。(平成15年度)	平成15年度に125,000千円の退職給与引当金を計上し措置済みである。	2010/12/28
監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
15	公有財産の管理・運営に関する事務の執行について	管財課(土地開発公社)	内線3171
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
(1)公有財産(土地)の取得の検討 ① 市の試算価格の計算過程で、買収用地と種類の異なる土地を比較検討の対象としているが、本来は同じ種類の土地と比較検討すべきである。(東部クリーンセンター余熱利用施設用地取得事業) ② 鑑定評価額の算定時点より6ヶ月を経過し、規定上は時点修正をすべきであったが、行われていなかった。(〈仮称〉北東部コミュニティセンター及び岐阜市北消防署三輪出張所新設事業)	①② 公有財産の取得について、公有財産規則等の改正を検討しているところである。 また、土地評価に携わる職員を対象に土地評価事務研修の実施を検討する。(平成17年度)	公有財産規則をはじめとする関係例規を、平成18年度に改正した。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
16	委託料について	行政課	内線3162
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
(2) 文書管理システム開発業務委託 当初の導入時に次年度以降の保守も含めて、競争入札にかけることが、総コスト低減につながると考えられる。	平成16年度末で文書管理システム開発業務委託が完了しているため、今回の業務委託契約においては当初導入時からの対応は不可能であるが、今後のシステム開発業務委託では保守等の業務を含めた総合評価による業者選定方法の採用を検討する。(平成17年度)	今のところ新規開発業務は行っていない。(平成21年度にシステム更新をしたのみである。)現在、情報システム最適化を情報政策課ですすめており、文書管理システムもそのうちの1つである。平成26年度から開発する予定だが、その際にプロポーザル方式等による業者選定方法の採用を検討する。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
16	委託料について	契約課	内線2752
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
(8) 設計価格のチェック体制の強化 所管部署が積極的に変革改善する意欲を高めるには所管部署が作成した設計価格を十分に検証できる体制の強化、すなわちチェック機能を強化することが所管部署に刺激を与え活性化すると思われる。 チェック体制の強化は市役所内部の組織強化だけでなく、第三者的な機関たとえば業界精通者、学識経験者等市職員以外も構成員となる委員会等の設置が有効と考える。	契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上げ検討している。(平成17年度)	契約制度研究会における検討の結果、関連部局が多く、横断的に検討を行う必要があることから、関係事業部局の庶務担当で連携を図り、その中で、事務処理の改善等を検討することとした。その後、新年度当初契約にかかる契約事務説明会の中で、業務委託等積算の参考となる資料を業務担当部署に示している。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
16	委託料について	契約課	内線2752
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
(9) 次年度に生かせる検査の実施 検査では設計段階の数量、人工、単価等と実際のそれぞれとの比較検討することは重要事項であり、この資料を検査調書に含めることが必要と考える。この資料は次年度以降の同様な業務について設計価額を作成するための重要な資料になる。	契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上げ検討している。(平成17年度)	契約制度研究会における検討の結果、関連部局が多く、横断的に検討を行う必要があることから、関係事業部局の庶務担当で連携を図り、その中で、事務処理の改善等を検討することとした。現状では、建築設計業務委託にかかる成績評定の導入を検討している。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
16	委託料について	契約課	内線2752
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
(10) 設計価格作成方針の明確化 所管部署まかせでは設計価格の不明瞭の原因にもなり、市としての設計価格作成方針の明確化が必要と考える。例えば、どのような資料でどのように算定するかを明確にする必要がある。	契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上げ検討している。(平成17年度)	契約制度研究会における検討の結果、関連部局が多く、横断的に検討を行う必要があることから、関係事業部局の庶務担当で連携を図り、その中で、事務処理の改善等を検討することとした。その後、新年度当初契約にかかる契約事務説明会の中で、業務委託等積算の参考となる資料を業務担当部署に示している。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
16	委託料について	契約課	内線2752
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
(11)設計価格算定用データの共有化 同様な業務で同じ委託先なのに違う単価が採用されているケースもあった。それは、市全体として共有化できる設計価格のデータがなく、所管部署任せの結果と考えられる。 設計価格の方針が明確にされ、作成基礎資料についても市全体で共有できるオーソライズされているものがあつたほうが、合理的であり、公平性も維持され则认为。	契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上げ検討している。(平成17年度)	契約制度研究会における検討の結果、関連部局が多く、横断的に検討を行う必要があることから、関係事業部局の庶務担当で連携を図り、その中で、事務処理の改善等を検討することとした。その後、新年度当初契約にかかる契約事務説明会の中で、業務委託等積算の参考となる資料を業務担当部署に示している。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
18	岐阜市中央卸売市場について	岐阜市中央卸売市場	電話271-1341
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
(5)市場活性化に向けて ① 卸売業者の新規参入の促進 市場を活性化し、需要者にとって魅力ある市場にするためには、卸売業者間の競争をさらに促すことが必要である。 このためには卸売業者の新規参入を容易にすることが有効である。しかし市場内の限られた敷地面積はすべて使用されていることから、商物一致規制の緩和を援用し、規格性のある商品に特化した電子商取引専業の卸売業者の参入を促すことが望ましい。これによって事務所の賃貸借契約も見込むことができ、施設使用料についても増収を期待できる。 ただし、市場外取引の増加は市場を通して活動すること自体の必要性を希薄化させ兼ねないことから、今後も市場が価格形成機能を維持するためには、電子商取引において市場がハブとしての機能を果たす必要がある。そのためには市場がベースとなる取引システムを用意して各事業者で使用させるというあり方を模索していく必要があるものとする。	現行法での卸売業者への新規参入は可能ですが、国の卸売市場整備基本方針(平成16年10月)で合併や営業権の譲渡による統合大型化等などの指導があり、また、卸売業者のノウハウも必要なことから新規参入がなかなか厳しい状況です。 卸売業者の電子商取引への参入ですが、当市場における卸売業者各社にアンケートを実施したところ、「場内LAN」の必要性を感じている回答は少なく、また、電子商取引の現状を各社へ情報提供を定期的実施していますが、各社の対応状況を見ても、導入体制が未整備の状況です。開設者としては、このあたりの意識改革に努めてまいります。 開設者がシステムを用意するというご指摘ですが、取引システム導入による費用対効果のうえでも不明な点が多く、現時点ではリスクが高いと思われます。しかしながら、電子商取引の導入は将来において必要なものと考えますので、引き続き情報収集、提供には積極的に努めるとともに、様々な問題点も懸念されますので、導入に関する十分な調査、検討を続けてまいります。(平成20年10月22日)	各事業者に対し電子商取引導入に関する聞き取りを行ってまいりましたが、開設者が商物分離取引における通信情報のインフラを整備することは、事業者の通信情報システムが統一されていない状況から、事業者のシステムに対応する通信情報に変換するさらなるシステムが必要となります。また、事業者においても、電子商取引を導入する際の問題点として、「商品評価を適正に行うことができるシステムの構築には多大なコストを必要とする」、「情報通信の活用可能な人材が不足している」等があります。このような状況のなかで、限られた財源を有効に活用する上で、費用対効果が十分に得られないと思われます。将来的にダイレクト物流の仕組みが構築され、取引業務や市場内での仕分け・搬送業務等に係る事業者の経費削減効果により、市場における流通コストの低減が見込まれれば、電子商取引の導入は可能と思われますが、実需者となる卸売業者に利用の意志が低く、現時点で開設者がインフラを整備することは困難と考えます。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
18	高齢者福祉事業について	福祉政策課	内線2421
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
<p>I. 歳入について</p> <p>(1) 老人福祉施設管理運営事業の諸収入について</p> <p>老人福祉施設管理運営事業では、岐阜市が所有する「ふれあいの館(白山)」の一部を「白山デイサービスセンター」へ間貸ししているが、賃料を徴収していない。施設費(賃料)を岐阜市が負担することは公平性に欠けるとともに、デイサービス事業も民間へ委託するという市の方針も鑑みれば賃料を市が負担することは整合性を欠くといえる。従って、今後「白山デイサービスセンター」より賃料を徴収する必要がある。</p>	<p>本市では、デイサービスセンター等の第二種社会福祉事業について、第一種社会福祉事業の施設整備に併せて計画的整備を図るとともに、社会福祉法人(法人設立認可を含む)を育成し、社会福祉サービス提供体制の確保と適切な利用の推進に向け、補助金の支出、市有財産の無償貸付等の助成及び指導・監督に努めてきた。(社会福祉法第58条)</p> <p>本市は現在、市有施設及び施設整備費補助施設におけるデイサービスセンターの全てを社会福祉法人の設置経営として運用するなか、白山デイサービスセンターについては、社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団へ無償貸付を条件として民営化している。</p> <p>上記を踏まえ検討の結果、良質な福祉サービスの安定的な提供について社会福祉法人が担うべき役割は、今後一層期待されることであり、現状、白山デイサービスセンターに限らず各社会福祉法人への市の対応処遇は整合していると考え。</p> <p>一方的な賃料徴収は福祉行政の質の低下を招く懸念があり、政策上の後退となりかねない。また、法人の撤退等、利用者支援の立場からそのマイナスの影響をも深く勘案すべきものである。</p> <p>民間との公平性の問題は、むしろ参入しようとする新規事業者への要件緩和を行う方向で斟酌整理すべきと判断する。</p> <p>よって、当面は社会福祉法人がする社会福祉事業の用に供する市有財産の賃料の徴収については、なお従前の例によることとしていきたい。</p> <p>なお、市有財産の無償貸付は、各々決裁済みのところであるが、賃料徴収への移行については、全国的動向や他団体との整合性を踏まえて法人と協議、合意形成を図りつつ今後とも検討を重ねるものとする。(平成19年10月23日)</p>	<p>現在無償貸付している白山デイサービスセンターから、賃料を徴収することになると、普通財産貸付基準に基づく貸付料が負担になり、利用者も少なく収益の上がっていない施設なので、法人の撤退による廃止が考えられる。</p> <p>しかし、ふれあいの館白山は、高齢者に配慮した賃貸住宅、入居高齢者に対する生活支援を行う生活援助員(LSA)、高齢者が働くためのシルバー人材センター及び介護を必要とする要支援・要介護者を援助するデイサービスセンターが一体となったシルバーハウジングプロジェクトで整備されており、デイサービスセンターをなくすことはできない。</p> <p>また、白山デイサービスセンターは平成2年に社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金を受けて建設し、介護保険事業が始まる平成12年に岐阜市社会福祉事業団へ移管されている。その際、無償貸与でデイサービス事業を継続する条件で厚生大臣あて財産処分の報告をしており、有償貸付にする場合も事業を廃止する場合も財産処分国庫返納金が必要になってくる。</p> <p>以上を勘案し、民間との公平性の問題よりも、シルバーハウジングプロジェクトで整備された白山デイサービスセンターを安定的に運営していく必要があるため、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条第1項第1号の規定に基づき、今までどおり無償貸付とすることはやむを得ないと考えられる。</p>	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
19	観光事業の財務に対する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	観光コンベンション課(鶴飼観覧船事務所)	内線6234
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
<p>(ウ) アンケート結果が示す実態について(意見)アンケート結果を見ると「満足」や「ほぼ満足」が多いが、これをもって上質な鶴飼運営ができていると判断することは危険である。より有効なアンケートをとるための方法としては、例えばインターネット予約のメールアドレスの有効活用や葉書を渡し後日回答してもらう方法がある。</p>	<p>日々職員が、下船場にて乗船客に対してお礼のことばを掛け、その際に感想を良く聞く事に心がけている。また、長良川温泉旅館組合の独自でアンケート結果も参考にさせていただき、鶴匠・船員・長良川温泉旅館組合の会員及び岐阜市とで設けている鶴飼運営協議会において、鶴飼事業の向上に向け協議をしている。</p> <p>葉書活用は費用の面で断念せざるを得ないが、インターネットで予約をされた方々には、その予約受付完了の返信の際に、乗船後その感想等を送っていただけるよう依頼した。他のインターネットを利用したアンケートについては、今後も検討していく。日々職員が、下船場にて乗船客に対してお礼のことばを掛けるように努力しており、その際に感想を良く聞く事に心がけている。</p> <p>また、長良川温泉旅館組合も独自でアンケート調査を実施されているので、こうした宿泊者からのご意見も参考にさせていただいている。</p> <p>鶴匠・船員・長良川温泉旅館組合の会員及び岐阜市とで設けている鶴飼運営協議会において、鶴飼事業の向上に向け協議をしている。</p> <p>メールアドレス・葉書を利用したアンケートについては、今後検討していく。(平成22年5月31日)</p>	<p>日々職員が、下船場にて乗船客に対してお礼のことばを掛け、その際に感想を良く聞く事に心がけている。また、長良川温泉旅館組合の独自でアンケート結果も参考にさせていただき、鶴匠・船員・長良川温泉旅館組合の会員及び岐阜市とで設けている鶴飼運営協議会において、鶴飼事業の向上に向け協議をしている。</p> <p>葉書活用は費用の面で断念した。インターネットで鶴飼観覧船事務所へ直接予約をされた方々には、その予約受付完了の返信の際に、乗船後の感想等を送っていただけるよう依頼をしている。</p> <p>予約システムからの予約者については、受付完了が自動返信される。アンケート内容の添付は、返信時の容量が大きくなることで断念したが、「乗船後の感想を送ってください」との内容を追加することで意見の募集を図った。</p>	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
19	清掃事業の財務に関する事務の執行について	自然共生政策課	内線6402
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
I. ごみ減量化について (1)ごみ減量化施策について (イ)ごみ処理手数料有料化について(監査の結果) ごみ処理手数料を有料化することは、市民に痛みを伴うこととなるが、岐阜市におけるごみ処理費用の負担が大きくなってきたことや、ごみ量の増大、最終処分場の困窮等の背景もあり、検討すべきである。また、ごみ処理手数料を有料化することは、ごみ処理に膨大な費用がかかることを市民に認識させるという重要な効果があり、それによって、ごみ減量化に繋がることが期待される。	新たに庁内に副市長を本部長とする「ごみ減量・資源化推進対策本部」を組織し、ごみ減量・資源化に関する計画づくりの中で、環境事業部と連携し施策の一つとしてごみ処理手数料の有料化についての検討をしている。(平成22年5月31日)	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集量は、H19年度152,501t、H20年度148,476t、H21年度143,984tと減少している。 次期最終処分場(大杉一般廃棄物最終処分場)は、H22年度に完成予定としている。 これまでの対策や施設配置によりごみ減量は進んでいる。 今後も循環型社会の実現に向けて、ごみ減量対策を進めるため、ごみ減量対策推進協議会(会長 荒井謙次岐阜薬科大学教授)において、ごみ処理手数料有料化も含んだ「今後のごみ減量・資源化のあり方」についての提案書を作成している。(H22年度中作成予定) 今後の行程としては、この提案書を踏まえて、「ごみ減量・資源化指針(案)」を作成、その指針(案)を環境審議会に諮問する予定である。 	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
19	清掃事業の財務に関する事務の執行について	環境事業課	内線5557
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
II. 収集・運搬について (1)平成18年度の環境事業部における契約について (エ)南部地域特別巡回収集業務委託について(監査の結果) この契約は、「合特法」に基づく契約であるが、日報を調査した限り、契約金額に見合う業務を実施しているかの検証ができない。今後は、巡回エリアを広げるなどによって、契約時間まで業務を実施するよう指導を行うこと、及び、巡回を実施した際には、報告書の提出を義務付ける等の改善を図るべきである。さらに、巡回業務を実施したことによってどのくらいの啓発効果があったのかを検証し、委託業務自体の有効性及び必要性を検討すべきである。	平成20年度の委託契約では市橋・三里・厚見地域の一部を巡回エリアに追加した仕様書に変更した。 また、巡回を実施した際には、報告書の提出を義務付ける等の改善を図った。なお、年度末には啓発効果の検証、委託業務自体の有効性及び必要性を検討する。(平成20年度)	<p>当該業務委託は不法投棄の抑止やごみ出しルール啓発において効果があると認められる。一例として、旧柳津町区域における平成21年4月の粗大ごみ収集方法の変更の際に際しての住民啓発に有効であった。</p> <p>なお、平成21年度から臨時又は緊急時に南部自己搬入施設から東部自己搬入施設への粗大ごみ収集運搬業務を仕様書に追加し、より有効なものとしている。</p> <p>環境行政に対する市民の要望が多様化するなか、当該エリアを担当する環境事務所職員のみで処理しきれない業務を処理していくうえで、この業務委託は欠かせないものとなっている。</p>	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
19	清掃事業の財務に関する事務の執行について	環境事業課	内線5557
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
(9)ごみステーションからの盗難防止について(監査の結果) 近年、ごみステーションからの有価物の盗難が発生している。通常であれば重要な犯罪であり、刑事罰が科せられるべきものであるが、廃棄物の盗難が犯罪として扱われるかどうかは微妙である。しかし、ごみステーションから有価物が抜き取られることによって、岐阜市の重要な収入が減少することになるため、岐阜市としては、上記盗難に関しては条例で罰則を設けるなどして、盗難の防止に努めるべきである。	抜き取り発生地区では早朝パトロールや夜間監視を実施するとともに、ステーションの一部に抜き取り禁止及び関係者以外侵入禁止の警告書を取り付けるなどの対策を実施し、一定の効果が得られた。 特に悪質なものへの対応については警察とも協議しているが、条例化については社会情勢をみながら検討する。(平成20年度)	抜き取り発生地区では早朝パトロールや夜間監視を強化しつつ再発防止に努めている。 また、持ち去り禁止を告知する看板を設置すれば取締りも可能になるが、ごみステーションの多くが道路上にあり、道路占用許可が得られないため、状況に応じてステーション管理者である地域住民とも協同して対応している。 条例で取り締まることについては、看板設置による明確な意思表示の必要性があるが、看板設置で場所が明確化されることに伴う他所からのごみの持ち込み、ステーション管理徹底のための管理者(自治会等)の負担増といったデメリットを伴うため、その必要性も含めて慎重に対応していく。	2010/12/28

監査実施年度	監査テーマ	担当課	連絡先
20	未収金、貸付金及び債務保証について	人権啓発センター	内線6371
指 摘 事 項	当時の措置状況報告	検討後の状況(平成22年末時点)	報告日
5 諸収入(貸付金) 抵当権の実行によって滞納額が回収できるかを検討することが望まれる。P96②	抵当権の実行をしても、抵当権の実行により回収する金額が、その回収にかかる必要経費を下回る見込と予見できる場合、抵当権の実行の是非について検討することとした。(平成21年9月30日)	抵当権の実行をしても、抵当権の実行により回収する金額が、その回収にかかる必要経費を下回る見込と予見できる場合、抵当権の実行を見合わせることにした。	2010/12/28